



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
4 月 27 日
号 外
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告	2

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき執行した平成 18 年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 4 月 27 日

滋賀県監査委員	上	田	彰
"	三	宅	忠
"	柘		勝
"	宮	村	統
			次
			雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
大津林業事務所	平成 19 年 4 月 13 日
琵琶湖環境科学研究センター	平成 19 年 4 月 11 日
琵琶湖博物館	平成 19 年 4 月 12 日
衛生科学センター	平成 19 年 4 月 11 日
工業技術総合センター	平成 19 年 4 月 13 日
病虫害防除所	平成 19 年 4 月 10 日
農業技術振興センター	平成 19 年 4 月 10 日
畜産技術振興センター	平成 19 年 4 月 12 日
水産試験場	平成 19 年 4 月 10 日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (3 件)

- ・ 調定額を誤っているもの (畜産技術振興センター)
- ・ 使用料について収入未済の解消を求めるもの (工業技術総合センター、水産試験場)

(イ) 支出関係 (5 件)

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの (大津林業事務所、衛生科学センター、農業技術振興センター)
- ・ 旅費の支給を誤っているもの (工業技術総合センター、農業技術振興センター)

(ウ)契約関係 (2 件)

- ・契約において部分払いの特約がないにもかかわらず、部分払いが行われているもの
(琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館)

(エ)財産関係 (1 件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの (衛生科学センター)

(3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条 第 12 項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 19 年 4 月 27 日

滋賀県監査委員	上	田	彰
"	三	宅	忠
"	柘		勝
"	宮	村	統
			雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	南部振興局
監査執行年月日	平成 18 年 5 月 18 日・5 月 19 日・5 月 22 日・5 月 23 日・6 月 6 日 ・6 月 9 日・7 月 12 日
監査結果報告年月日	平成 18 年 7 月 25 日
監査の結果	砂防事業の実施に関連し、組織としての意思決定を経ずに森林整備を発注するなど不適正な事務処理が行われ、また、組織的な対応が適切に行われなかったことにより、当該森林整備費用が未払いとなり、1,501,920 円の損害賠償が行われている事例が認められたので、今後はかかる事態が生じないように、適切な事務処理体制に留意するとともに、関係法令等に基づく厳格かつ適正な事務の執行に努められたい。(甲賀県事務所建設管理部)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	今回の事案については、組織としての意思決定を経ずに書面の提出や発注を行ったこと、用地交渉や工事の経過が情報として確実に整理保存されていなかったこと、組織の中で情報の共有化ができておらず連絡調整が不十分であったこと、事業の進捗状況や職員の状況を管理監督者が把握できていなかったことが背景にあったと考えている。これらのことを踏まえ、今回の事案を例とした研修を行い、適切な事務処理、公務員倫理の徹底を図った。また、交渉には複数の職員で当たることを再確認するとともに、交渉日誌等の記録をグループリーダー・課長が確認することにより交渉等の経過をチェックする体制をより確実なものとした。さらに、グループミーティング等を活用して話しやすい職場づくりを進めるとともに、これまで異動する職員に限られていた詳細な引継を職場全体で文書により行うことにより、組織内の情報共有の体制を作った。これらの対策により再発防止に努める。

監査執行対象機関名	東近江地域振興局
監査執行年月日	平成 18 年 6 月 1 日・6 月 2 日・6 月 6 日・7 月 12 日
監査結果報告年月日	平成 18 年 7 月 25 日
監査の結果	河湖占用料等については、収納に努力されているものの、平成 18 年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 1,043,413 円増加し、2,055,225 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(建設管理部)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

河湖占用料および水利使用料については、面談を重ねた結果、平成18年4月末日現在の収入未済額1,994,124円のうち、1者から826,620円の収納を図ることができた。残る1者については、平成18年6月20日に破産手続が開始されたため、河川法に基づく交付要求を行った。

また、違約金および延納利息については、破産手続中の債務者から平成18年11月15日付けで686円の配当を受けるとともに、同月17日付けで破産手続が終結したため、残額60,415円について不納欠損処分を行った。

今後とも、電話や自宅訪問による督促を行い、納期限内の収納に努めるとともに、占用者に対して納付書送付時に期限内納入の遵守を図るための文書を配布するなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	湖北地域振興局
監査執行年月日	平成18年5月15日・5月16日・6月5日・6月8日・7月12日
監査結果報告年月日	平成18年7月25日
監査の結果	河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成18年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ156,340円増加し、662,189円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(長浜建設管理部)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成18年4月末日の収入未済額662,189円については、納付指導を行った結果、平成19年1月末日までに358,314円の収納を図ることができた。また、残る303,875円についても、今後とも債務者に粘り強く納付指導するとともに、訪問などによる督促を強化し、未納金の早期収納に努める。

監査執行対象機関名	高島県事務所
監査執行年月日	平成18年6月1日・6月2日・6月5日・7月12日
監査結果報告年月日	平成18年7月25日
監査の結果	生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成18年3月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ886,405円増加し、891,405円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(地域健康福祉部)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	生活保護費返還金の収入未済額891,405円は、訪問等による督促の結果、平成18年度中に50,000円の納入があった。 残りの841,405円についても、書面、電話、戸別訪問による督促を行い、引き続き収納の促進に努める。

監査執行対象機関名	総務部総務課
監査執行年月日	平成18年8月21日
監査結果報告年月日	平成18年11月17日
監査の結果	(1) 専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成18年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ730,668円増加し、2,629,183円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。 (2) 小荷物運送業務に係る契約において、検査・検収が適正に行われなかったことなどにより、誤った請求金額に基づき支出したため、2,517,164円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	

(1) 収入未済額については、文書や個別訪問により債務者に対する督促を行うとともに、貸付金に係る事務を行っている関係市町教育委員会に対して債務者の実情把握や償還指導を要請した結果、一部納付が図れた。

また、新たな収入未済の発生防止については、納入義務者に対する返還義務の周知徹底、債務者の実情に応じた納付方法への変更、納入遅延者に対する文書等による督促を繰り返し行うとともに、きめ細かな償還指導を同教育委員会に要請した。

(2) 過払い額については、平成18年3月6日に収納済みである。

再発防止策としては、重量の検収が漏れていたことに起因するものであることから、平成17年9月以降、荷物の計量は県と業者の両方で確認するよう改めた。また、駆け込み発送等による発送時の混乱を避けるため、平成18年3月からは県庁外への発送については文書囑託員により受付、仕分けを行い作業場所への一般職員の立ち入りを禁止した。

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成18年8月10日
監査結果報告年月日	平成18年11月17日
監査の結果	行政財産の目的外使用許可に係る使用料等については、収納に努力されているものの、平成18年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ333,864円増加し、382,794円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	行政財産使用料については、電話、自宅訪問による催告の結果、未納分の全額が納入された。また、普通財産貸付料についても、電話および自宅訪問を再三行った結果、全額が納入された。 今後、日常の債権管理を適正に行い、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部健康推進課
監査執行年月日	平成18年8月18日
監査結果報告年月日	平成18年11月17日
監査の結果	未熟児養育医療自己負担金については、収納に努力されているものの、平成18年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ124,247円増加し、720,179円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	未納者に対して督促状の送付や電話、戸別訪問による督促を再三行った結果、平成19年2月末までに216,674円の収納を図ることができた。 残る503,505円については、引き続き書面、電話、戸別訪問等による督促を行い早期収納に努めるとともに、今後は申請窓口である市町や保健所との連携を図り、申請時に自己負担金に係る制度の説明と納付指導を徹底して、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	健康福祉部障害者自立支援課
監査執行年月日	平成18年7月20日
監査結果報告年月日	平成18年11月17日
監査の結果	信楽通勤寮(知的障害者通勤寮)等の利用に係る使用料については、収納に努力されているものの、平成18年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ314,350円増加し、866,150円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	信楽通勤寮等の利用に係る使用料の収入未済額866,150円のうち、530,650円については